

令和4年民法改正への対応

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一予想編）の記述につき、令和4年民法改正（令和6年4月1日施行）に対応させるため、お手数をお掛けしますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法V】

頁数	問題番号	修正後
1	44-2 44-3 44-4	法改正により削除
13	45-1	
14	45-4	× 父による嫡出否認の訴えは、原則として、 <u>子又は親権を行う母</u> に対して提起することを要する。しかし、親権を行う母がいない場合には家庭裁判所は <u>特別代理人</u> を選任しなければならず(775Ⅱ)、未成年後見人に対して当該訴えを提起することはできない。